

令和5年度第8回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和5年10月19日

場所 十和田市役所別館5階会議室

令和5年度第8回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館5階会議室

2. 開 会 日 時 令和5年10月19日(木) 午後2時3分

3. 閉 会 日 時 令和5年10月19日(木) 午後2時34分

4. 出席農業委員(19名)

1番	脊戸潤子君	2番	沢井清治君
3番	小笠原松寿君	4番	沢目勝弘君
5番	米田拓実君	6番	中野雄一郎君
7番	芋田一弘君	8番	立崎和寿君
9番	山田利昭君	10番	稲田優憲君
11番	奥山博君	12番	小田正喜君
13番	外山康仁君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	16番	杉山秀明君
17番	力石堅太郎君	18番	山崎誠一君
19番	箕輪展忠君		

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(14名)

十和田湖地区	白山雄治郎君	十和田湖地区	中屋敷光男君
三本木地区	米内山義治君	三本木地区	山端敏行君
四和地区	工藤優美子君	深持地区	古谷朝直君
切田地区	若沢弘幸君	切田地区	田中稔君
大深内地区	斗沢信一君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	小笠原一成君	東部地区	山端潤一君
藤坂地区	市崎貴之君	六日町地区	平舘龍徳君

7. 会議に付した案件

- 報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第30号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 報告第31号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第32号 農地等の現況について（地方独立行政法人青森県産業技術センター）
- 議案第49号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
- 議案第50号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第51号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について
- 議案第52号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第53号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

5番 米田拓実君 8番 立崎和寿君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	櫻田修一郎	事務局次長	安本宗徳
事務局農地係長	村中健大	事務局振興係長	苫米地慶
事務局主査	東浩治	事務局主査	佐々木徳幸
事務局主事	佐藤菜奈		

10. 書 記

事務局主事 佐藤菜奈

議 長（箕輪展忠君）出席委員は、定足数に達しております。総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年10月6日に告示招集いたしました。令和5年度第8回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。5番 米田 拓実委員、8番 立崎 和寿 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）次に報告第29号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）資料の1ページをお願いいたします。報告第29号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが、合計1件3筆3,223平方メートルです。今後の意向については、農地として管理となっております。3ページです。農地中間管理事業によるものが、合計2件2筆5,580平方メートルです。今後の意向は、8番、9番ともに受け手を変更して賃借の予定です。なお、解約による協力金の返還はありません。以上です。

議 長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第29号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第30号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）4ページをお願いします。報告第30号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、5ページから8ページです。今回は、合計8件51筆139,318.11平方メートルです。すべて相続による所有権の取得です。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理などとなっています。あっせん等の希望はありません。7ページの55番につきましては、大字赤沼字下川原の223、224、225、226の土地については、議案第49号14ページ58番で、農地法第3条の許可申請が出されております。また、その下の大字赤沼字下平の5筆は、8月に開催の第6回総会、議案第39号で基盤法による売買の届出が出され、承認を受けたものです。なお、宅地など農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第30号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第31号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）9ページをお願いいたします。報告第31号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。10ページです。今回の照会は、1件2筆831平方メートルです。現地調査は令和5年10月6日に実施し、法務局への回答は10月10日に行っております。19番は、十和田自動車学校の西、約540メートルの地点です。照会地は平成元年建築の住宅の庭になっています。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳上においても、現況地目宅地であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第31号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第32号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）11ページをお願いします。報告第32号、農地等の現況について（地方独立行政法人青森県産業技術センター）。地方独立行政法人青森県産業技術センターから別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。12ページです。合計1件5筆24,010平方メートルです。旧農林総合研究所藤坂稲作部跡地のうち、南側の圃場に関する照会です。令和3年3月19日付けで照会があり、その際、当該土地への進入通路の確保が必要である旨、また1筆のうち一部がコンクリート敷きの非農地である農地は分筆が必要である旨、令和3年4月8日付けで回答し、令和3年度第1回総会において報告しておりました。これらについて、今般通路を確保しコンクリート敷きを解消した旨の報告があり、令和5年10月6日に現地調査を行い、農地法第3条許可の必要な農地である旨の回答を10月10日に行っております。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。16番。

農業委員（杉山秀明君）16番、杉山です。ここの土地は前々から色々出てるような土地ですが、ここは今後産業技術センターでは、どういう方向にもっていこうとしているのかお聞きしたいです。

農地係長（村中健大君）お答えいたします。産業技術センターでは、この土地を売却する意向を持っております。今後は、この農業委員会からの回答を基に公売により買い手を募集するということとなります。以上です。

農業委員（杉山秀明君）それでは、北側の方については、今どのような状況になっていきますか。わかる範囲でいいですからお願いします。

農地係長（村中健大君）お答えいたします。2年前に同様の農地の照会を受けておりました。それを基にして公売の手続きを、この2年間で2回行っております。しかしながら、そちらの方は公売の参加者がいないということで、買い手がつかなくなっている状態で、今後の方向性については産業技術センターとしても検討中だということです。

農業委員（杉山秀明君）わかりました。

議長（箕輪展忠君）よろしいですか。他にご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (箕輪展忠君) なしと認めます。よって報告第32号を報告済みといたします。

議長 (箕輪展忠君) ここからは、議案に入ります。今月担当いたしました調査班の調査員は、小田班長、沢井委員、野崎委員の3名です。令和5年10月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議長 (箕輪展忠君) ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時12分

(_____ 委員 退席)

再開 午後2時12分

議長 (箕輪展忠君) 休憩を解いて会議を再開します。

議長 (箕輪展忠君) 次に議案第49号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長 (櫻田修一郎君) 13ページをお願いいたします。議案第49号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、14ページから16ページです。所有権の移転に関するものが、14ページから15ページ、そのうち56番、57番の2件が新規取得です。賃借権、使用貸借による権利の設定が16ページ、地上権の設定に関するものが17ページとなっています。以上です。

議長 (箕輪展忠君) 許可申請に係る現地調査の結果について報告願います。12番
小田 正喜 委員お願いします。

報告委員 (小田正喜君) 農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転9件、賃借権の設定1件、使用貸借による権利の設定2件、地上権の設定4件で合計16件です。所有権の移転は、14ページ56番から60番までが売買によるものです。15ページ61番が子への贈与、62番及び64番が知人への贈与、63番が弟の子への贈与によるものです。このうち新規取得は、14ページ56番及び57番です。賃借権及び使用貸借による権利の設定は、労力不足によるものです。地上権の設定は、相手方要望によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号

等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）小田委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）次に新規取得者に対する聴取調査の結果について報告願います。三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（米内山義治君）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。14ページの申請番号56番及び57番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、56番は10月6日午後1時40分、57番は同日午後1時50分、市役所別館4階会議室1において調査員3名と私の、計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）米内山推進委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。11番。

農業委員（奥山博君）11番、奥山です。14ページの申請番号56番についてお尋ねいたします。56番ですが、労働力が1、唯一機械が所有されていない新規取得ということと、機械がここに書かれていない、そういったことにおいて何か聴き取っていることがありましたらお知らせください。

農地係長（村中健大君）お答えいたします。ここの議案における農機具とは、乗用の大型の農機具のことです。その点については、特に確保もしておらず、確保しなくてもやっていけるということでの申請でありましたので、その部分は聴取によって確認しております。以上です。

議長（箕輪展忠君）他にございませんか。6番。

農業委員（中野雄一郎君）6番の中野です。15ページ62番の_____さんの住所が、_____というのは合っているのか確認をお願いいたします。

農地係長（村中健大君）お答えいたします。現住所はこのとおりでございます。

農業委員（中野雄一郎君）わかりました。

議長（箕輪展忠君）よろしいですか。その他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は許可することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時19分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時19分

議長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠君）次に議案第50号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）18ページをお願いします。議案第50号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。19ページです。まず賃借権の設定は、19ページから20ページの、3件6筆19,292平方メートルです。いずれも新規の権利設定で、期間は56番が5年、55番、57番が10年となっています。次に、21ページです。使用貸借による権利の設定は、1件4筆17,533平方メートルです。新規の設定で、期間は10年です。なお、今回協力金の対象はございません。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は承認することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）次に議案第51号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）22ページをお願いします。議案第51号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第4条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。23ページです。場所は、藤坂小学校から北に約500メートルの地点です。こちらは、平成31年4月24日付けで普通住宅建築のための転用許可を得ていたものですが、その後、経営する会社の事務所が手狭となったことに加え事務所の老朽化も進んだことから、事務所併用住宅建築を計画したものです。なお、既に建築済みのため、農地法第4条の議案のところにも関わりますが、始末書付きとなります。以上です。

議 長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は承認することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）次に議案第52号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）24ページをお願いします。議案第52号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の

規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。25ページです。合計1件2筆1,120平方メートルです。議案第51号で計画変更承認申請が出されていた土地及びその隣接地について、事務所併用住宅及び農業用倉庫建築のための転用を計画しているものです。農地区分は第1種農地ですが、集落接続で不許可の例外に該当します。以上です。

議長（箕輪展忠君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。2番 沢井 清治 委員お願いいたします。

報告委員（沢井清治君）農地法第4条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計1件です。10月6日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時に市役所別館4階会議室1で聴取調査を行いました。調査の結果、既に住宅及び農業用倉庫が建築されていたため、始末書付きとなっております。それ以外については、問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）沢井委員ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

農業委員（奥山博君）ただいま、始末書付きでということの説明があったんですけど、右側の方の端のところに、工事着手が令和5年11月10日で工事完成が11月30日と20日間ですよね。この兼ね合いはどのように理解すればいいですか。

農地係長（村中健大君）お答えいたします。転用の主たる目的が事務所併用住宅及び農業用倉庫建築ですが、この建築に伴って敷地に個人用また事業用の駐車場を整備するということがありまして、その駐車場整備のために必要な期間がこの期間でございます。以上です。

議長（箕輪展忠君）奥山委員、よろしいですか。

農業委員（奥山博君）はい。

議長（箕輪展忠君）その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可

相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって議案第52号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に議案第53号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）26ページをお願いします。議案第53号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、27ページから28ページです。合計7件15筆23,463.61平方メートルです。36番の転用事由は、農地を贈与で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、藤坂小学校から東に約350メートルの地点です。農地区分は、2管理設のある道路の沿道の区域であって、かつ500メートル以内に教育施設及び医療施設が存在するため、第3種農地に該当します。37番の転用事由は、農地を売買で取得し、重車両置場及び駐車場を整備するものです。場所は、西小学校から西に約500メートルの地点です。農地区分は農用地区域外にあり、いずれの農地区分要件にも該当しないため、その他の2種農地に該当します。38番の転用事由は、営農型太陽光発電設備の設置について、令和3年1月13日から令和6年1月12日までの3年間一時転用の許可を受けていたものを、更新するものです。場所は、沢田小学校から北に約450メートルの地点です。農地区分は第一種農地ですが、3年間の一時転用であり、不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。39番の転用事由は、営農型太陽光発電設備の設置について、令和3年1月13日から令和6年1月12日までの3年間一時転用の許可を受けていたものを、更新するものです。場所は、切田中学校から南東に約900メートルの地点です。農地区分は、農用地区域内農地ですが、3年間の一時転用であり不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。40番の転用事由は、砂利採取を行うため1年間の一時転用の許可を受けるものです。場所は、旧下切田小学校から北に約500メートルの地点です。農地区分は農用地区域内農地ですが、1年間の一時転用であり、不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。41番の転用事由は、営農型太陽光発電設備の設置について、令和3年1月19日から令和6年1月18日までの3年間一時転用の許可を受けていたものを、更新するものです。場所は、甲東中学校から西に約400メートルの地点です。農地区分は農用地区域内農地ですが、3年間の一時転用であり不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。42番の転用事由は、営農型太陽光発電設備の設置について、令和3年1月19日から令和6年1月18日までの3年間一時転用の許可を受けていたものを、更新するもので

す。場所は、ワダカン株式会社から南に約250メートルの地点です。農地区分は農用地区域内農地ですが、3年間の一時転用であり不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。以上です。

議 長（箕輪展忠君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。15番 野崎 さち子 委員お願いいたします。

報告委員（野崎さち子君）農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計7件です。10月6日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時に市役所別館4階会議室1で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりますので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠君）野崎委員ご苦労さまでした。

議 長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。力石委員。

委 員（力石堅太郎君）17番、力石です。一時転用、営農型太陽光発電、これは営農ですから3年間やって前からやっているから、実績がそこそこもう確かなものになってきているのかなと思います。それについて知っている部分があったら教えていただきたいと思ひます。

農地係主査（佐々木徳幸君）お答えいたします。昨年度の状況報告を基にした数字ですが、申請番号38番は地域の平均単収に対して約3割、申請番号39番ですが、こちらは地域平均単収に対して約8割、申請番号41番につきましても地域の平均単収に対して約8割、申請番号42番につきましても地域の平均単収に対して約6割の収量となっております。なお、申請番号38番と42番の8割に満たなかった原因としまして聴取を行ったところ、昨年8月の大雨による被害により平均単収に満たなかったということでもあります。以上です。

議 長（箕輪展忠君）力石委員よろしいですか。

農業委員（力石堅太郎君）はい。

議 長（箕輪展忠君）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）よろしいでしょうか。これを持ちまして、令和5年度第8回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時34分 —————